

知ってましたか？住宅用火災警報器の義務化！

平成18年6月1日に施行された「改正消防法」の目玉とも言えるのが「住宅用火災警報器」の設置義務化です。これまでも、大型ホテルやデパートの火災により、多くの人命が失われました。こうした反省から、「消防法」ではホテルや公共施設などの建物火災について、火災報知設備やスプリンクラーなどの設置を義務化。火災死傷者の減少という大きな成果を挙げてきました。

なぜ、義務付けになったのか？

統計的に見ると住宅火災による死者の数は建物火災全体の約9割を占めます。つまり、もっとも必要な戸建住宅において防災対策が進めば、大幅に死者を減らすことができるのです。今回の「改正消防法」における「住宅用火災警報器」設置の義務化は、こうした事態への対応と言えます。



設置目的は「逃げ遅れ」の防止

火災死者の約60%が「逃げ遅れ」というデータがあります。「逃げ遅れ」を防ぐもっとも有効な方法の一つとして「住宅用火災警報器」の設置が考えられました。ですから警報器が作動したら、消火活動をするのではなく、逃げるのを優先することが大切です。また、死者の半数程度が65歳以上の高齢者であることも見逃せません。火災の発生を早く知り、できるだけ早く逃げる。「逃げ遅れ」被害を減少させる有効な対策手段として設置義務化が果たす役割には、大きなものがあります。

●設置義務化の時期

「改正消防法」により、「住宅用火災警報器」の設置は住宅すべてが対象となっていますが、その義務化については、新築住宅と既存住宅では異なります。

・新築住宅・・・平成18年6月1日
・既存住宅・・・平成20年6月1日～平成23年6月1日の間
(具体的な設置期日は各市町村の条例により異なります)

電源はAC100V式か、電池式か？

「住宅用火災警報器」には電源が必要です。電源には、家庭用電源のAC100V式と電池式の2種類があります。新築住宅には電池交換の必要がない「AC100V式」がおすすめです。既存住宅には、設置のしやすさから考えると配線工事を伴わない「電池式」です。電池寿命が10年のものもありますが、電池切れの心配や将来のことも視野に入れるなら、「AC100V式」が安心です。配線工事が必要なため、リフォーム時などに合わせて設置を行うのもよいでしょう

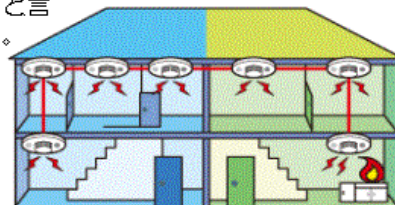
火災を感知するのは熱か、煙か？

「住宅用火災警報器」には大きく2つのタイプがあります。ひとつは「熱」に反応するタイプで、もう一つは「煙」に反応するタイプです。火災でもっとも死亡につながりやすいのは、火そのものよりも煙による中毒死です。それに、通常は火よりも先に煙を感知することが多いので、「消防法」でも「煙」式を基本に考えています。しかし、例外もあります。台所においては調理中の煙などで誤作動する場合もあるので「熱」式の「住宅用火災警報器」を認めているケースもあります(法律上は「煙」式でも問題ありません)。



連動型か、単独型か？

「住宅用火災警報器」は「単独型」と「連動型」があります。「単独型」とは、火災を感知した警報器だけが単独で反応するものです。一方、「連動型」とは、接続された警報器すべてが警報音を発するものです。ご家族みんなの安全を守り、より安心して暮らせるのは家まるごと火災を感知できる「連動型」と言えるでしょう。



(2世帯隣接住宅の場合)